

「短期保険証」廃止案で実質「無保険状態」に

大阪府民5万4000世帯が対象になるおそれ

調整中

マイナンバーカードと健康保険証の一体化

資格確認書の仕組みの整備 【医療保険各法】

- 健康保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者(※1)が必要な保険診療等を受けられるよう、当該者からの求めに応じ、各医療保険者等は、医療機関等を受診する際の資格確認のための「資格確認書」を、書面又は電磁的方法により提供することとする。
 - (※1) マイナンバーカードを紛失した・更新中の者、介護が必要な高齢者や子どもなどマイナンバーカードを取得していない者、ベビーシッターなどの第三者が本人に同行して本人の資格確認を補助する必要がある場合など
 - (※2) 資格確認書の有効期間は、1年を限度として、各保険者が設定することとする。様式は国が定める。
 - (※3) 保険者が必要と認めるときは、本人からの申請によらず資格確認書を交付できることとする。(経過措置)

- 発行済みの健康保険証は、健康保険証廃止後、1年間(先に有効期間が到来する場合は有効期間まで)有効とみなす経過措置を設ける。

特別療養費の支給の通知の仕組みの整備 【国民健康保険法等】

- 健康保険証の廃止に伴い、**短期被保険者証の仕組みは廃止する。**
- 長期にわたる保険料滞納者(※5)に対する保険料の納付を促す取組として、これまで行われてきた**被保険者資格証明書(現物給付を特別療養費の支給(償還払い)に変更)の交付に代えて、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行う**こととする。
 - (※4) 現在のオンライン資格確認の仕組みでも、医療機関・薬局では、特別療養費の対象者かどうかを確認できる。保険証の廃止後は、特別療養費の対象者は、被保険者資格証明書ではなく、マイナンバーカード又は資格確認書(特別療養費の対象者である旨を記載)を提示して受診。
 - (※5) 長期にわたる保険料滞納者とは、市町村が納付の勧奨、納付相談の実施等により保険料の納付に資する取組を行ったにもかかわらず、特別の事情(災害、病気、事業廃止等)なく、保険料を原則1年以上滞納している滞納者。事前通知の仕組みでも、現行の被保険者資格証明書と同様、機械的な運用を行うことなく、保険料の納付に資する取組や特別の事情の有無の把握等を適切に行った上で通知することを周知予定。

- 見直しの時期：令和6年秋を予定

1

第163回社会保障審議会医療保険部会(2023年2月24日開催)の資料より一部抜粋(下線部強調は編集部による)

2月24日に開催された厚生労働省社会保障審議会医療保険部会(以下「社保審」)で「特別療養費の支給の通知の仕組みの整備」として現行の短期被保険者証(以下「短期証」)の仕組みを廃止する方針が打ち出されました(上図)。これは国民皆保険制度を根底から覆すものであり、決して許されるものではありません。

「子ども医療費」等の公費も適用されず窓口負担10割に

国民健康保険法のもと、市町村は「保険料を納付することができない」「特別の事情」がないにもかかわらず、原則1年以上保険料を滞納している者に対して、被保険者証の返還を求め、「資格証明書」を交付することとなります(国の定める公費負担医療の対象者は資格証明書の発行対象から除外されています)。しかし、資格証明書は保険証とは違い、医療機関を受診した場合は、一旦窓口で、保険料数の10割分の医療費を支払わなければならない(下表)。

その後、患者は保険者に療養費(保険給付分)の償還払いを申請することとなりますが、手続きの際には保険料の納付を厳しく求められるため、多くの患者が申請を躊躇しています。資格証明書はあまりに厳しい処置であるため、発行に関して、国の通知では「保険料を納めることができない特別な事情の適切な把握に努め、機械的な対応になることのないよう」とし、申請を躊躇しています。市町村は「滞納世帯に対しては(中略)被保険者資格証明書の交付に至るまでに短期被保険者証を活用することにより、可能な限り滞納者との接触の機会確保に努めること」とされています。また「資格証交付世帯であっても、高校生世代以下の被保険者については、有効期間を6カ月とする短期証を交付すること」としています。こうした短期証があることにより、無理な納付強要等の問題は残されているものの、患者は医療機関で現物給付を受けることができ、さらに子ども医療費等の公費も窓口で適用することが可能になります。しかし厚労省は、こうした現実を無視して、短期証を廃止しようとしており、このままでは滞納世帯の子どもについても「特別療養費の支給(償還払い)」にならざるを得ない状況が広がります。これは、子ども医療費等の公費が窓口で使えないどころか、10割負担が求めらることを意味します。まさに「命の沙汰も金次第」の大改悪です。

表 短期被保険者証と被保険者資格証明書の比較(令和元年8月 厚生労働省資料)

| | 短期被保険者証(短期証) | 被保険者資格証明書(資格証) |
|------------|---|--|
| 短期証・資格証の性質 | ○有効期間の短い被保険者証 ▶医療機関の窓口で提示すれば、通常の一部負担金で受診することができる。 ▶有効期間は個々の滞納世帯の状況に応じ、保険者が決定。(例：6ヶ月・3ヶ月・1ヶ月) | ○被保険者であることを示す証明書 ▶資格証の交付を受ける世帯は、被保険者証を保険者に返還する。 ▶医療機関の窓口で、医療費を全額支払った後、保険者に医療費(保険給付分)の償還払いを申請することができる。 |
| 趣旨 | ○保険料を滞納している者との接触の機会を確保し、市町村の窓口で納付等を直接働きかける。(保険料の減免や分割納付も含めた納付相談を実施) | ○保険料を納付することができない「特別の事情」(※1)がないにもかかわらず、保険料を滞納している者との接触の機会を確保し、市町村の窓口で納付等を直接働きかける。(保険料の減免や分割納付も含めた納付相談を実施) |
| 交付される場合 | ○保険料を滞納している場合 ※資格証交付世帯であっても、被保険者が医療を緊急に受ける必要が生じ、保険者に医療費の支払いが困難である旨を申し出た場合には、緊急的な対応として交付することができる。 | ○保険料を納付することができない「特別の事情」(※1)がないにもかかわらず、1年間保険料を滞納している場合 (※1) 特別の事情： ◎世帯主の財産が災害又は盗難にあった ◎世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気又は負傷した ◎世帯主が事業を廃止又は休止した ◎世帯主の事業に著しい損失があった ◎以上と類する事由があった |
| 子どもの取扱い | ○短期証交付世帯であっても、高校生世代以下(※2)の被保険者については、有効期間を6ヶ月以上とする。 (※2) 高校生世代以下の被保険者：18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者 | ○資格証交付世帯であっても、高校生世代以下(※2)の被保険者については、有効期間を6ヶ月とする短期証を交付する。 |

令和元年度第2回沖繩県国民健康保険運営協議会情報提供「国保制度改正の動向等」説明資料より引用・編集

要等の問題は残されているものの、患者は医療機関で現物給付を受けることができ、さらに子ども医療費等の公費も窓口で適用することが可能になります。しかし厚労省は、こうした現実を無視して、短期証を廃止しようとしており、このままでは滞納世帯の子どもについても「特別療養費の支給(償還払い)」にならざるを得ない状況が広がります。これは、子ども医療費等の公費が窓口で使えないどころか、10割負担が求められることを意味します。まさに「命の沙汰も金次第」の大改悪です。受療権侵害は憲法違反の厚労省の資料では、短期証交付世帯数は全国で48万5・4万世帯に上ります。これだけの世帯が実質的に無保険となれば、必要な医療が受けられず、健康面への影響は計りしれません。「健康で文化的な生活」が保障されない、まさに「憲法違反」の状態です。

▼FM放送を録音して編集したり、レコードをレンタルしてカセットテープにダビングしたりしてしまいが、ラジカセでは音質が悪く、ステレオが欲しくなりました。そこでお小遣いが貯まるたびにカセットデッキ・チューナー・アンプ・スピーカー等を買い足していきました。

▼今でもリビングにはステレオを置いていたのですが、スマホとポータブルスピーカーやヘッドホンで音楽を聴くことが多くなり、ほとんど使っていませんでした。

▼最近Bluetoothレシーバーを購入してスマホをアンプに繋いだところ、格段に良質で迫力のある音で聴くことが出来ました。ステレオが蘇ったようで嬉しくなりました。これからはどんどんステレオで音楽を聴いていこうと思います。

▼中学生になって英語の授業でN HKの基礎英語を聞く必要があり、親にラジカセを買ってもらいました。そして、友人との会話の中でFM放送を聴くようになりました。

▼FM放送の番組表は新聞にも載っていたのですが、前もって知りたくなり、FM雑誌を定期購読するようになり、誌面には番組表のほかにステレオの記事も載っていました。当時はレコードやカセットテープが全盛の時代で、レンタルレコードが始まった頃でした。

保険請求、個別指導、共済、税、融資など、どんなことでもお気軽に保険医協会事務局 ☎06(6568)7721までご相談ください

大阪
保険医新聞

発行所 大阪市浪速区幸町1丁目2番33号 郵便番号556-0021
大阪府保険医協会

発行人 渡辺 征二
電話 06(6568)7721(代)
FAX 06(6568)2389
定価 300円(購読料は会費に含まれます)

おもな内容

| | |
|------|------------------------------------|
| ② 報道 | 「オンライン資格確認」会員アンケート 在宅医療会員インタビュー |
| ④ 報道 | 「二次性骨折予防継続管理料」解説 作家寄席集め⑤⑥ |
| ⑥ 連載 | 差別なき社会へ② |
| ⑧ 連載 | |

大阪保険医新聞
編集部 E-mail :
shinbun@osaka-hk.org
保険医協会ホームページ
https://osaka-hk.org/